

(陳受18第31号)

出資法及び貸金業規制法の改正に関する陳情

受理年月日

平成18年9月1日

陳情者

千代田区霞が関1-1-3  
東京弁護士会  
会長 吉岡桂輔

陳情の要旨

超低金利時代と言われる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化しています。

こうした背景には、貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を適用させ、利息制限法の上限(年15~20%)は上回るが、出資法の上限(年29.2%日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%)よりは低い金利、いわゆるグレーゾーン金利で営業する貸金業者が多いという実態があります。

こうした中、先般最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について、のみなし弁済規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示しました。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしています。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきです。

よって、貴議会として次の事項について意見書をご提出くださるよう陳情いたします。

記

1. 出資法第5条の上限金利を、少額短期貸付などの例外を設けることなく、一律に利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
2. 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
4. 保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。